

請願第4号

請 願 書

平成27年12月4日

郡山市議会議長
今 村 剛 司 様

郡山市桑野二丁目20-15
新日本婦人の会 郡山支部
支 部 長 鈴 木 マ サ

紹介議員 蛇 石 郁 子
岡 田 哲 夫
八重樫 小代子

安全保障関連2法（国際平和支援法、平和安全法制整備法）の廃止を
求める意見書の提出についての請願書

〔請願趣旨〕

9月19日参議院で、安全保障関連2法（国際平和支援法、平和安全法制整備法）の採択が強行されました。その後のどの世論調査でも、同法は違憲あるいは反対と答えている人が、5～6割、政府は説明不足との回答は8割にのぼります。NHK調査では、安保法制の成立で「抑止力が高まり、日本が攻撃を受けるリスクが下がる」という政府の説明に59%の人が「納得できない」と答えています。廃止を求める国民の運動も、更に大きく広がっています。

安全保障関連2法は、歴代の自民党政権が憲法上できないとしてきた集団的自衛権の行使、「戦闘地域」での武器や燃料などを補給する兵站活動、戦争状態の地域での治安活動など、すべてが憲法9条を踏みにじるものです。だからこそ、多くの憲法学者や元内閣法制局長官、法律家らが繰り返し「憲法違反」と明快に述べているのです。

日米両政府は、11月3日、8月の通常国会で暴露された内部文書どおり、平時から集団的自衛権行使にいたるまで米軍と自衛隊の一体化、日本政府を丸ごと動員する常設機関「同盟調整メカニズム」の設置と運用で合意するなど恐るべき軍事態勢づくりをすすめています。

憲法第98条は最高法規である憲法に反する法律は効力を持たないとしており、憲法違反の安全保障関連2法は、廃止以外にありません。

戦後70年、今こそ、戦争への道をくいとめ、憲法9条でアジアと世界に不戦を誓った平和国家としての日本の歩みをすすめるときです。

よって、以下の事項について、地方自治法第99条の規定により、国に対して意見書を提出されるよう請願いたします。

[請願事項]

貴議会として関係する国の機関に対し、戦争につながる安全保障関連2法（国際平和支援法、平和安全法制整備法）の廃止を求める意見書を提出して下さい。

請願第5号

請 願 書

平成27年12月4日

郡山市議会議長
今 村 剛 司 様

郡山市静町62-22
福島県退職教職員協議会郡山支部
支 部 長 大 越 博 邦

紹介議員 蛇 石 郁 子
岡 田 哲 夫
八重樫 小代子

戦争法（安全保障関連法）の廃止を求める意見書の提出についての請願

〔請願趣旨〕

去る9月19日、参議院本会議において安全保障関連法が成立しました。

これは、昨年7月の集団的自衛権の行使を可能とする閣議決定を受け、武力攻撃事態法、PKO法など既存の10の法律を一括して改正する平和安全法制整備法と、新法の国際平和支援法の2法からなります。

この法律は国会の審議を通じて憲法違反の法律であることが明白となっています。戦闘地域での兵站活動、戦乱の続く地域での治安維持活動、核兵器・毒ガス兵器・劣化ウラン弾やクラスター爆弾まで輸送できるとする後方支援活動は憲法が禁じる武力行使そのものです。圧倒的多数の憲法学者、内閣法制局長官経験者、最高裁長官経験者が、安全保障関連法案は「違憲」と禁じたことは極めて重大です。

各種世論調査でも、審議をすればするほど、国民の多数が安全保障関連法案に「反対」の声が広がり、「今国会で成立させるべきではない」が6割を超え、「政府の説明が不十分」とするものが8割を超えていることは、国民の理解が得られていないことを示すものです。

国会審議の中では、自衛隊の内部文書も明らかになり、「軍軍間の調整所の設置」や、「南スーダンのPKO活動での駆けつけ警護の実施」など、国会と国民にも示さ

れないまま、戦争法ともいふべき安全保障関連法の成立を前提とした具体化が図られていたことは極めて重大な事態です。

憲法の根幹に係わるこの法律が十分な審議を行うことなく成立したことは極めて遺憾であり、安全保障関連法案の強行採決に抗議するとともに、国においては、今国会で成立した法律を廃止するよう強く要望するものです。

よって、以下の事項について、地方自治法第99条の規定により、国に対して意見書を提出されるようお願いいたします。

[請願事項]

- 1 憲法違反の戦争法（安全保障関連法）を廃止すること。
- 2 集団的自衛権の行使を容認した2014年7月の閣議決定を撤回すること。

請願第6号

請 願 書

平成27年12月4日

郡山市議会議長
今 村 剛 司 様

郡山市小原田二丁目23番15号
郡山地方労連気付
平和憲法を守り活かす郡山共同センター
代 表 森 ヒロノ

紹介議員 蛇 石 郁 子
岡 田 哲 夫
八重樫 小代子

「安全保障関連法制（戦争法）の廃止・撤回を求める意見書」を国に
提出することを求める請願書

〔請願趣旨〕

9月19日未明、参議院本会議で可決され、安全保障関連法制（戦争法）が成立しました。私たちは、この安全保障関連法制（戦争法）の廃止・撤回を強く求めるものです。以下に、その理由を列挙します。

第一に、参院本会議の採決の前提である特別委員会での採決は数の力による強行採決であり、怒号渦巻く中、委員長の審議終結や採決を宣する声も、ましてや表決の結果も全く聞き取れず、確認もできない異常なもので、採決の存在そのものが疑われるものでした。その意味で、参院における「可決」は虚構と言わざるを得ないからです。

第二に、特別委員会での採決前日の民主党などの抵抗戦術をもって強行採決を合理化する議論がありますが、それは強行採決を正当化する根拠たりえないからです。なぜなら、野党の抵抗は地方公聴会の直後に委員会開会、審議打ち切り・採決を自民・公明党の与党が委員長職権を使って強行しようとしたことに第一原因があるからです。15日に中央公聴会、16日に地方公聴会、そしてその当日の夕刻に委員会開催—これでどうして国民の声に耳を傾け、審議に反映させることができるのでしょ

うか。議会運営の最低限のルールや慣行、合意を踏みにじったことこそ糾弾されねばなりません。そして、それ以上に主権者国民の声を無視し、公聴会の意義を否定したこともまた糾弾されねばなりません。

第三に、小選挙区制というカラクリによって得た虚構の多数（自民党の前回総選挙の比例代表の得票は全有権者比でわずか17%に過ぎません）でもって、世論調査の結果などから明らかな国民多数の意思に背いているからです。安全保障関連法制（戦争法）の成立強行後の世論調査でもそのことは変わりません。むしろ国民の7割、8割が安全保障関連法制（戦争法）に対する政府の説明に納得していません。国民合意を置き去りにして、自衛隊員を、ひいては若者や子どもたちを戦場に送り込むことなど到底許されるものではありません。

第四に、同法が近代民主政治の土台である立憲主義を踏みにじった昨年の「7・1閣議決定」に基づくものであり、その存在自体が本来許されるべきものではないからです。

そして最後に、同法は憲法違反の法律、即ち「違憲立法」に他ならないからです。憲法学者のほとんどすべてが、日弁連をはじめとする各地の弁護士会が、歴代の内閣法制局長官が、そしてついには最高裁元判事や元長官までもが「憲法違反」と明言するに至っています。憲法学界のみならず法曹界までもがこぞって「違憲」と断じたことが過去にあったでしょうか。「違憲」の声はそれだけにとどまりません。ジャンルを超えた一万数千の学者・研究者も、100を超える大学の大学人も、そして何よりも国民の過半数が「違憲」の声をあげています。違憲か合憲か一既に決着がついています。安倍政権はいまもって合憲の根拠として砂川事件最高裁判決を持ち出していますが、その言い分は牽強附会そのもので、そこには正当性や合理性のかけらもありません。そもそもこの論拠は高村自民党副総裁が持ち出し、批判の集中砲火を浴び、与党の公明党の理解も得られずいったん引っ込めたものではありませんか。それをまたぞろ持ち出すなど、厚顔無恥も甚だしく、姑息としか言いようがありません。

憲法98条1項は、「この憲法は、国の最高法規であって、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない」と定めています。憲法9条違反の安全保障関連法制（戦争法）は速やかに廃止・撤回されねばなりません。

よって、以下の事項について、地方自治法第99条の規定により、国に対して意見書を提出されるようお願いいたします。

[請願事項]

「安全保障関連法制（戦争法）の撤回を求める意見書」を国に提出すること。

請願第7号

請 願 書

平成27年12月4日

郡山市議会議長
今 村 剛 司 様

郡山市朝日一丁目23番7号
郡山市職員労働組合
執行委員長 渡 辺 一 芳

紹介議員 蛇 石 郁 子
岡 田 哲 夫
八重樫 小代子

「給与制度の総合的見直し」の見直しを求める意見書提出について

〔請願趣旨〕

2005年に人事院が勧告した「給与構造改革」に続く、今日の「給与制度の総合的見直し」は、公務員給与を地域民間水準に合わせるとして、公務員の俸給表（給料表）を大幅に引き下げた上で、最大20%の地域手当を支給する制度となっています。

そのため、東京23区を頂点とした最大20%という公務員給与の地域間較差は、30%に及ぶ地域別最低賃金の較差とともに、全国で約1,400団体もある地域手当支給率ゼロの自治体を中心に、事実上、公務・民間の区別なく地域の低賃金を固定化する役割を果たすこととなりました。

地方の低賃金と地域間格差の拡大は、地域経済にとって最も重要な役割を果たす個人消費を抑制することで地域経済再生の足かせとなり、また、比較的高い収入が得られる地方への人口流失の原因となり、公務でも民間企業でも地域の人材確保を困難にしています。

そもそも20%もの較差は、公務における職務給の原則に著しく反するものであり、さらに、現行給与制度の根幹ともいべき地域手当の支給率が、労働基本権はく奪の代償措置として行われてきた人事院・地方人事委員会給与勧告のための民間給与実態調査とは、目的も調査方法も異なる厚生労働省・賃金構造基本調査結果によって決められることから、地方人事委員会の勧告と矛盾するだけでなく、さらに、特

定の大手企業や地域産業の業績に大きく左右される、地域の生活圏・経済圏を無視している、人口5万人以下の自治体が支給対象から排除されるなど、多くの自治体関係者から批判の声があがっています。

よって、以下の事項について、地方自治法第99条の規定により、国に対して意見書を提出されるようお願いいたします。

[請願事項]

地域手当制度の廃止も視野に、「給与制度の総合的見直し」を見直し、公務員給与における地域間格差の解消を図ること。

請願第8号

請 願 書

平成27年12月4日

郡山市議会議長
今 村 剛 司 様

郡山市朝日一丁目23番7号
郡山市職員労働組合
執行委員長 渡 辺 一 芳

紹介議員 蛇 石 郁 子
岡 田 哲 夫
八重樫 小代子
大 内 嘉 明

地方財政の拡充を求める意見書提出について

〔請願趣旨〕

安倍政権は「骨太方針2015」（6月30日閣議決定）を打ち出し、「歳出改革」「公的サービスの産業化」として、地方財政の大幅な削減を図ろうとしています。「骨太方針」を受けた総務省の2016年度地方財政に関わる概算要求では、地方の一般財源は「平成27年度地方財政計画の水準を下回らないように実質的に同水準を確保」として地方交付税を16.4兆円（対前年度比マイナス2%）要求するとともに、「平成28年度において、引き続き巨額の財源不足が生じ」として、交付税率の引き上げを要求しています。また「ローカルアベノミクスの取り組みをさらに加速させる」として、地方団体が「地方創生に取り組めるよう支援」とするとともに、「骨太方針2015」に沿って、「地方団体の業務改革の推進」を図るとしています。

地方自治体の深刻な財源不足を解消するためには、「総額で前年度と同水準を確保する」ととどまらず、「三位一体改革」で削減された地方財源を元に戻す抜本的な措置が必要です。さらに問題なのは「骨太方針2015」で、地方交付税を算定する単位費用を、民間委託を進める低コスト団体に合わせる「トップランナー方式」を導入するとしていることです。「まち・ひと・しごと創生事業費」において「行革」努力を反映する地方交付税の算定も、地方から厳しい批判の声が上がっているにも

関わらず継続・拡大しようとしています。

地方交付税は地方共有の固有財源であり、算定は「標準的条件を備えた地方団体が合理的、かつ、妥当な水準において地方行政を行う場合又は標準的な施設を維持する場合に要する経費を基準」（地方交付税法第2条の6）として行うものです。コスト削減を極端に進める一部の自治体の経費を基準にするのは、地方交付税制度を根幹から変質させ、公共サービスの水準を低下させるものです。

私たちは、憲法をいかし、住民の生活と自治体に働く職員の労働条件を改善するために、地方財政に関する以下の事項について、地方自治法第99条の規定により、国に対して意見書を提出されるようお願いいたします。

〔請願事項〕

- 1 「三位一体改革」で減らされた地方財源を元に戻し、地方交付税の法定率を引き上げるなど、地方財政の抜本的な拡充を図ること。
- 2 地方交付税は地方共有の固有財源であることから、国の政策誘導の手段として用いることは厳に行わないこと。単位費用を低コスト団体に合わせる「トップランナー」方式の導入や、算定への「行革努力」の反映を行わないこと。
- 3 公共サービスの低下を招く、自治体職員の削減やアウトソーシングを押し付けないこと。

請願第9号

請 願 書

平成27年12月2日

郡山市議会議長
今 村 剛 司 様

郡山市菜根三丁目36-2
郡山文化協会
会 長 大 槻 順 一

郡山市富田町上ノ台20-57
郡山市音楽連盟
会 長 本 橋 義 彰

紹介議員 箭 内 好 彦
八重樫 小代子
小 島 寛 子
遠 藤 敏 郎
大 内 嘉 明

音楽専用コンサートホールの早期設置について

〔請願趣旨〕

郡山市における音楽活動の歴史は、戦後復興のころのよりどころとして活動が活発化し、本格的なオーケストラの公演を望む声の広がりを見せた中で昭和29年、旧国鉄郡山工場における「NHK交響楽団」の公演が実現いたしました。

その後、「10万人のコーラス運動」より「百万人の大合唱」として映画化され、伝説の野外ロックフェスティバル「ワンステップフェスティバル」などの実現から、「東北のウィーン」として、全国に音楽都市郡山としての広がりを見せてきました。特に近年の学校音楽の活躍は目覚ましく、これは学校関係者と児童・生徒及び周囲の関係者の努力の成果であり、郡山市として今以上に支え、バックアップしていただきたいと心から願っております。それには専用の音楽ホールで、第一線の音楽を鑑賞し、練習することによって更なる飛躍が期待されるものと思います。近年、日

本の音楽ホールは、地方においても多目的ホールから専用ホールへと進化している傾向にあります。そのような中で、平成18年には、学識経験者などからなる音楽堂整備検討委員会から、先進地視察や委員会での審議を経て、報告書が提出され、音楽専用ホールの建設が提案されております。

また、平成20年3月には「・・・私達は音楽を愛し、人と人が織りなすハーモニーを奏で、明るい笑顔が輝く、魅力あるまち“こおりやまを創ります”」・・・と、高らかに音楽都市を宣言し、平成25年3月には、音楽堂整備基金条例が成立し、音楽堂建設に向けた環境整備が一層進みました。さらに水道事業の推進の中で、旧豊田貯水池がその役目を終了し、広大な跡地の今後の利活用が注目を集めておりますが、音楽堂建設の予定地として一つの有力な候補地になるものと考えております。

このように、全国トップレベルにある学校音楽の更なる発展、市民の音楽活動の促進、質の向上、震災からの復興のシンボルなどにつながることから、下記の事項についてお願いいたします。

[請願事項]

音楽専用のコンサートホールを早期に設置すること。

請願第10号

請 願 書

平成27年12月 1 日

郡山市議会議長
今 村 剛 司 様

郡山市開成二丁目20-20
郡山市射撃協会
会 長 佐々木 和 彦

郡山市開成二丁目20-20
福島県猟友会郡山支部
支 部 長 佐々木 和 彦

郡山市本町二丁目22-12
郡山市有害鳥獣捕獲隊
隊 長 大 竹 俊 通

紹介議員 八重樫 小代子
小 島 寛 子
遠 藤 敏 郎
大 内 嘉 明

郡山市に射撃場の設置を求める請願書

[請願趣旨]

郡山市は、福島県のほぼ中央に位置し、あらゆる面において中核を担っています。
しかし、現在、郡山市には射撃場がありません。福島県内には、8市・4町に12ヶ所の射撃場があり、市民体育祭行事などに参加する場合には市外の射撃場をお借りし、肩身の狭い思いをしながら毎年射撃大会を開催しております。

また、新しく銃砲所持許可を取得する場合や所持許可更新などに必要な技能試験・安全射撃教習・狩猟試験教習射撃など、会員の資質向上・安全対策における研修射撃等すべて他の市町村の射撃場をお借りして実施してまいりました。

郡山市内の銃砲所持者は県内の市町村では、トップであります。また、東日本大震災・原発事故によって避難している所持者も多く住んでおります。

皆様ご存じのように東日本大震災以降、郡山市内における鳥獣による農作物の被害は甚大であります。

一方、狩猟登録者の減少、そして高齢化が進んでいることも事実であり、協会としても多くの会員の要望も含め今後の打開策に心を痛めているところであります。

特に心配されることは、尊い生命に危険を及ぼし、大きな被害の起こる可能性も充分考えられます。

有害鳥獣から市民の生命を守ることは勿論、農林・水産物の被害対策に協力している捕獲隊の補充にも頭を痛めています。郡山市に射撃場があれば、補充の見通しも立ち射撃人口の増加、会員の資質の向上、新人の加入、国体選手の育成そして私たちの生涯学習の場として非常に重要な施設であると考えられます。

郡山市民32万人余の中の極小人数ではありますが会員一同郡山市発展に寄与できるものと信じています。

ぜひ、郡山市に射撃場を建設していただきたく、下記の事項についてお願いいたします。

[請願事項]

早急に、郡山市に射撃場の設置を請願いたします。

請願第11号

請 願 書

平成27年12月4日

郡山市議会議長
今 村 剛 司 様

郡山市大槻町字六角北19番14
郡山地方農民連
会 長 宗 像 孝

紹介議員 岡 田 哲 夫
八重樫 小代子

T P P 交渉に関する請願

〔請願趣旨〕

T P P 参加国は、10月5日に「大筋合意」、11月5日に「暫定文書」を発表しました。

「大筋合意」は、米国・豪州産米合わせての7.8万トンの「特別輸入枠」の設定をはじめ、牛肉の関税を15年掛けて38.5%から9%へ引き下げ、豚肉の関税1キログラムあたり最大482円から10年後に50円に引き下げ、麦の事実上の関税のマークアップを45%削減、米国、オーストラリア、ニュージーランドにバター・脱脂粉乳の輸入枠を設定、甘味資源作物の特別輸入枠の新設など農産品重要5品目すべてで譲歩するとともに重要5品目の細目（タリフライン）の3割で関税撤廃としています。

国会決議は、重要5品目については関税の撤廃だけでなく削減も行わない「除外」であり、これが満たされない場合は交渉からの撤退を明記しており、国会決議違反は明白です。

さらに、重要5品目以外の野菜、くだものや林産物、水産物の98%で関税撤廃にまで踏み込んでいることは重大で、日本の農林水産業への影響は計り知れず、食料自給率をさらに引き下げ、日本を「存立危機事態」へと追い込むものです。

また、日本農業へ壊滅的打撃を与えるだけでなく、医療分野への営利企業の算入、食の安全の侵害、さらには国有企業の規定やI S D S条項など地域経済、国民生活全般にわたって深刻な悪影響を及ぼすとの懸念の声に対して、政府は「指摘された

多くの懸念にはあたらぬ」として国民の不安の声に答えようとする姿勢はありません。

政府は、自民党の選挙公約も、自民党が主導して行った衆参農林水産委員会の決議も無視して「合意」しながら、「巨大な経済圏ができる」「TPPは21世紀の世界のルールになる」などと、幻想だけをふりまいています。こんな姿勢は、とうてい許されるものではありません。政府は、「合意」を撤回すべきです。ましてや、この「合意」に基づくTPP協定への調印、批准は認められません。

よって、以下の事項について、地方自治法第99条の規定により、国に対して意見書を提出されるよう願います。

〔請願事項〕

- 1 TPP「大筋合意」の詳細と協定本文を速やかに開示し、国会・国民の議論を保障すること。
- 2 国会決議に違反する「合意」は撤回し、協定への調印・批准は行わないこと。

請願第12号

請 願 書

平成27年12月4日

郡山市議会議長
今 村 剛 司 様

郡山市静町62-22
福島県退職教職員協議会郡山支部
支 部 長 大 越 博 邦

紹介議員 蛇 石 郁 子
岡 田 哲 夫
八重樫 小代子

T P P 参加に反対し情報公開と国会審議の徹底を求める請願

〔請願趣旨〕

T P P (環太平洋経済連携協定) 交渉参加各国の閣僚会合は10月5日、「大筋合意」に達しました。しかし、生産現場には「農産物重要5項目」の関税堅持を求めた衆参農林水産委員会決議が守られたのか疑問の声が強いほか、5項目にとどまらず全ての野菜や主要果実関税撤廃など、これまで国民に全く知らされていなかった合意内容が次々と明らかになり、大きな衝撃と不安が急速に広がっています。

農産物重要5項目を含め日本が過去に関税撤廃したことのない農林水産物834品目のうち半数近い395品目で関税が撤廃され、農林水産物全体(2,328品目)では81%に当たる1,885品目で関税が無くなるなど、日本の1次産業が全く前例のない空前の市場開放を強いられる今回の「大筋合意」の内容は、明確に国会決議違反であるのみならず、安倍政権の掲げる農業・農村所得増や食糧自給率向上、飼料用米の推進などの政策とも全く整合性、一貫性が取れておらず、地域社会に与える影響も甚大です。

T P P は国家主権や国民生活よりも、グローバル資本の利益を最重視する不平等な新自由主義協定であり、その影響は農と食の安全・安心、医療、労働、環境、知的財産など国民の命と生活全般に及びます。「I S D S (投資家・国家訴訟)」条項で一国の司法権や行政権を越えてグローバル企業に強大な訴訟権を与える主権侵害

の恐れも強い上、国民の知る権利をないがしろにし国会にすら未だ情報開示しない秘密主義など問題点が山積しています。

また、米議会からは今回の同意内容に批判が噴出しており、このままでは議会の承認が得られないと米政府が判断すれば、日米間の合意事項も再交渉を迫られ、さらなる譲歩を強いられる恐れも拭えません。これ以上、日本がＴＰＰ交渉の枠組みにとどまることは国益を大きく損ね、地域社会の衰退・切り捨てにつながりかねません。ＴＰＰの調印作業を中止し交渉から即時撤退すべきです。

よって、以下の事項について、地方自治法第99条の規定により、国に対して意見書を提出されるようお願いいたします。

〔請願事項〕

- 1 政府はあらゆる関連文書及び農林水産業をはじめ国内産業に与える影響額の試算などを直ちに公表すること。
- 2 あらゆる情報を開示した上で国会で徹底した議論を行い、拙速かつ安易な署名や承認を行わないこと。

請願第13号

請 願 書

平成27年12月4日

郡山市議会議長
今 村 剛 司 様

福島市上浜町10-38
福島県教職員組合
中央執行委員長 角 田 政 志

紹介議員 箭 内 好 彦
岩 崎 真理子
飛 田 義 昭
大 内 嘉 明

公立小中学校の教職員数の充実・確保のための意見書の提出を求める
請願書

〔請願趣旨〕

福島県の学校教育は、地域社会の多様な変化に応じながら、一人ひとりの子どもへのきめ細やかな対応や、子どもたちが主体となるゆたかな学びの推進が求められています。特に東日本大震災・原子力災害の発生以降、「新生ふくしま」めざし、学校、保護者、地域そして子どもたちが復興・再生に向け邁進しています。

10月26日に財務大臣の諮問機関である財政制度等審議会は「教職員定数のベースライン（案）」を公表しました。これは9年間で「現在の教職員環境を継続させながら、教職員定数を3万7千人減らせる」とするものです。本案に対し、文部科学大臣の諮問機関である中央教育審議会は「教職員定数の機械的な削減ではなく、多様な教育課題や地域のニーズに応じた確固たる教育活動を行うために必要な教職員数を戦略的に充実・確保すべきである」との、異例の緊急提言を行いました。

現在、公立小中学校では、授業だけでなく生活指導・進路指導など様々な個別指導を行い、その比重は増えています。また、特別な支援を必要とする子どもの増加など、学校現場が抱える課題は多様化しています。保護者からのきめ細かな指導を求める要望も大きくなっています。今後も、子どもたち一人ひとりに対応した教育

を推進し、保護者をはじめとする地域住民からのニーズに応えるためにも、教職員数の充実・確保を図ることが必要です。

よって、以下の事項について、地方自治法第99条の規定により、国に対して意見書を提出されるようお願いいたします。

〔請願事項〕

子どもたちへのきめ細やかな指導を維持・向上させるために、公立小中学校の教職員数を充実・確保すること。

請願第14号

請 願 書

平成27年12月4日

郡山市議会議長
今 村 剛 司 様

郡山市小原田二丁目23-15
郡山地方労連気付
郡山市生活と健康を守る会
会 長 朽 木 敏 弘

紹介議員 岩 崎 真理子

国と県に福祉灯油（暖房費用補助）の実施を求める意見書提出を求め
る請願書

〔請願趣旨〕

冬の生活において、灯油などを使用した暖房器具は不可欠なものです。しかし、昨今の灯油代の値上がり、高止まり傾向により、冬の暖房費が家計を圧迫する状況となっています。

低所得者や高齢者からは、「朝晩しか暖房をつけない」「公共施設で過ごすようにしている」など、暖房費節約のための涙ぐましい努力の声が聞かれております。病氣療養中の方や障がい者にとっては、暖房費の節約は健康を損ないかねない重要な問題であります。

また、未だ仮設住宅に身を寄せる方々からは、毎年、冬の寒さの厳しさを訴える声が出されております。断熱構造を持たない仮設住宅においては暖房器具に頼るしかなく、冬の暖房費が生活を圧迫しております。

住民、とりわけ低所得者は、福祉灯油（暖房費用補助）の実施を切実に求めております。

よって、以下の事項について、地方自治法第99条の規定により、国及び福島県に対して意見書を提出されるよう請願いたします。

[請願事項]

福祉灯油の実施を求める意見書を提出すること。